

行方市選挙管理委員会告示第35号

行方市の選挙における選挙運動等に関する規程(平成17年行方市選挙管理委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

令和7年7月28日

行方市選挙管理委員会委員長 市 村 茂 夫

別表選挙運動に従事する者(法第197条の2第2項に規定する者に限る。)1人に対し支給することができる報酬の額の部中「10,000円」を「15,000円」に,「15,000円」を「20,000円」に改め,同表選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額の部中「12,000円」を「23,000円」に,「1,000円」を「1,500円」に,「3,000円」を「4,500円」に,「500円」を「1,000円」に改め,同表選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額の部中「10,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この告示は,公表の日から施行する。